

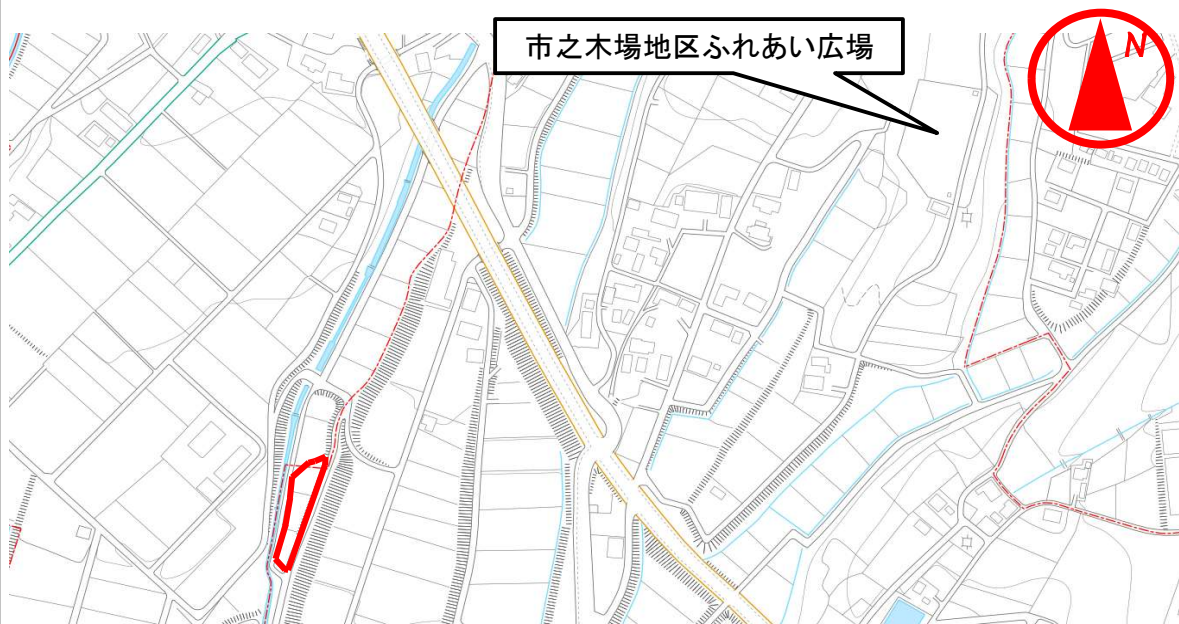
物 件 明 細 書			
売却区分番号	前橋市－10	見積価額	金580,000円
		公売保証金	金60,000円
財産の表示 (土地) 1 所 在:前橋市富士見町市之木場字山崎 地 番:318番 地 目:田 地 積:1,682㎡ (以上登記簿による表示)			
物件の位置	JR上越線 八木原駅の南西方 約4.8km(直線距離)		
主な公法上の規制	都市計画区域	非線引都市計画区域	
	用途地域	－	
	特定用途制限地域	田園居住地区	
	建ぺい率(指定)	70%	
	容積率(指定)	200%	
接道状況	東側:幅員約4.5～5.5mの一部舗装市道		
物件の概況	地勢	ほぼ平坦	
	画地条件	間口 約17m 奥行 約49～59m	
	形状	不整形	
	供給施設	水道:無し 公共下水道:無し	
使用状況等	草木が繁茂しています。		
特記事項	1 農振法上、農用地区域内(青地)です。 2 土地見取図は参考です。現況と相違する場合は、現況優先とします。 3 公売財産は、前橋市農業委員会が発行する 農地法3条による買受適格証明書 が必要です。前橋市農業委員会への買受適格証明書の 申込期限は、令和8年10月15日(木)です 。 4 所有権移転にあたっては農地法で規定する許可が必要です。 5 令和8年5月27日現在、使用収益を目的とする権利に関する農業委員会の許可はありません。 6 土地改良区の賦課金に関して、対象地区と思われる広瀬桃木両用水土地改良区では受益外となっています。 7 未調査地であるため埋蔵文化財包蔵地に該当していませんが、開発を行う場合、内容によっては、文化財保護課からの調査のご協力をお願いする可能性があります。詳細は前橋市文化財保護課(027-280-6511)にお問い合わせください。		
注意事項	1 前橋市は、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 2 前橋市は、公売財産の引渡しの義務を負いません。物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き等についても、すべて買受人自身で行ってください。 3 境界確定は、買受人と隣接地所有者との間で行ってください。 4 公売財産は、現状引き渡しとなります。市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 5 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 6 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受代金の納付及び農業委員会の許可があった時とします。なお、所有権取得後の財産の毀損・焼失等による損害は買受人の負担となりますが、他の法令等により制限のある場合は、これに従います。 7 土壌汚染や残存物などに関する専門的な調査は行っておりません。 8 公売財産について、関係公簿等を閲覧するほか、法令などの規制に関する関係各部署に確認及び現地を確認するなど、十分調査を行ったうえで入札してください。 9 権利移転に要する費用は買受人負担とします。買受代金納付後速やかに前橋市へ所有権移転の請求をするとともに、権利移転に伴う費用(登録免許税など)を負担してください。 10 前橋市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等は、公売へ参加することができません。 11 公売不動産の入札等をしようとする者は、暴力団員等に該当しないことを陳述しなければ入札等をすることができません。		
その他事項	本物件は、消費税法上の非課税財産です。		
問い合わせ先	前橋市役所 収納課 収納第四係	電話 027－898－6230(直通)	

公売財産周辺地の概要図および土地の見取図

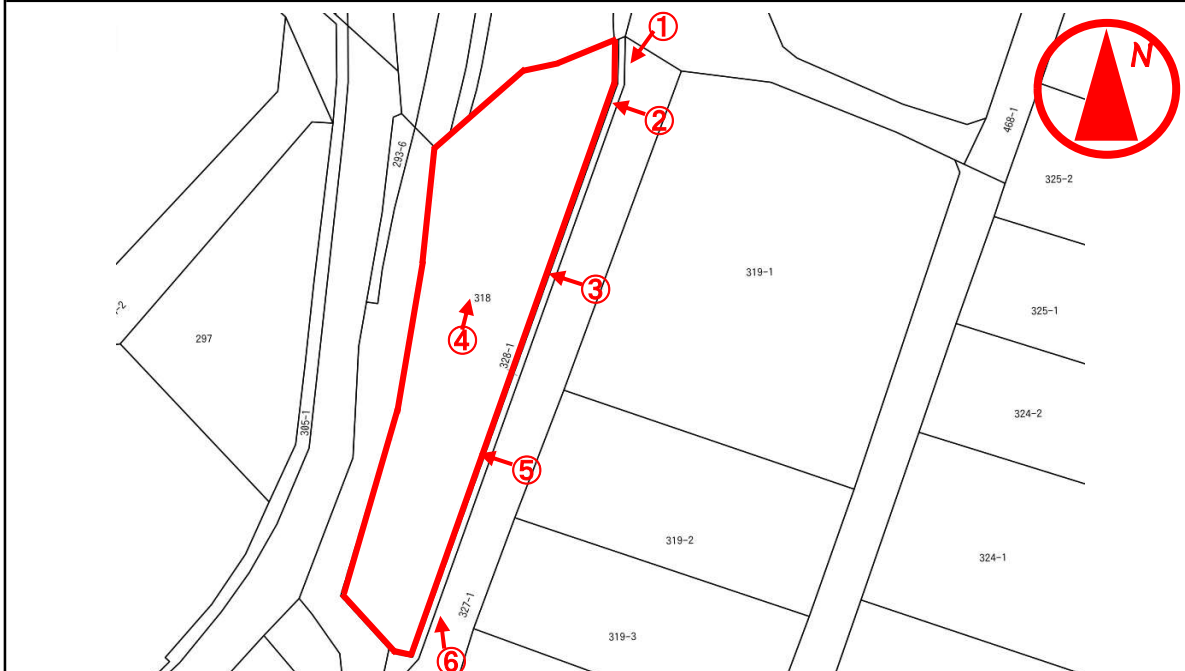
売却区分	前橋市
番号	-10

富士見町市之木場318

概要図



見取図



売却区分
番 号

前橋市
-10

※写真上の枠線はおよその目安です。実際の境界を示すものではありません。



写真番号①



写真番号②



写真番号③



写真番号④



写真番号⑤



写真番号⑥